

改正案	現行
<p>（税効果会計に関する注記） 第八条の十二（略）</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>一 当該評価性引当額</p> <p>二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第一号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。</p> <p>一 繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 繰越欠損金に法人税等の税率を乗じた額</p> <p>ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額</p> <p>ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額</p> <p>ニ 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由</p> <p>4 第二項第二号及び前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない</p>	<p>（税効果会計に関する注記） 第八条の十二（略）</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

5 | い。
(略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一・二 (略)

二の二 通常の取引に基づいて発生した電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の四、第四十七条第一号の二及び第五十一条の四において同じ。ただし、破産更生債権等で一年以内に回収されないことが明らかかなものを除く。)

三十二 (略)

(削る)

第十六条の二 (略)

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一十一 (略)

(削る)

十二 (略)

2・3 (略)

第十九条 第十七条第一項第十二号に掲げる項目に属する資産のう

3 | (略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一・二 (略)

二の二 通常の取引に基づいて発生した電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の五、第四十七条第一号の二及び第五十一条の五において同じ。ただし、破産更生債権等で一年以内に回収されないことが明らかかなものを除く。)

三十二 (略)

第十六条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年内に取り崩されることを認められるものについても、同様とする。

第十六条の三 (略)

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一十一 (略)

十二 繰延税金資産

十三 (略)

2・3 (略)

第十九条 第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のう

ち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

一～四 （略）

五 繰延税金資産

六 （略）

（削る）

第三十一条の三 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第三十一条の四 （略）

（削る）

第四十八条の二 （略）

第四十八条の三 （略）

ち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

一～四 （略）

五（新設）

六 （略）

第三十一条の三 繰延税金資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第三十一条の四 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の三に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第三十一条の五 （略）

第四十八条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

第四十八条の三 （略）

第四十八条の四 （略）

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇七 (略)

(削る)

八〇十四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十一号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、繰延税金負債、引当金(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

(削る)

第五十一条の二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務の

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇七 (略)

八 繰延税金負債

九〇十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十二号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十五号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の二 繰延税金負債のうち第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務の

うち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の三 資産除去債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の四 (略)

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)
第五十四条

第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

うち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の四 資産除去債務のうち、第四十八条の四に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の五 (略)

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)
第五十四条 第十七条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2| 第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案			現 行
様式第五号 【貸借対照表】	(単位： 円)		様式第五号 【貸借対照表】
	前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)	前事業年度 (平成 年 月 日)
資産の部			資産の部
流動資産			流動資産
(略)			(略)
前払費用	×××	×××	前払費用
(削る)			<u>繰延税金資産</u>
(略)			(略)
流動資産合計	×××	×××	流動資産合計
固定資産			固定資産
(略)			(略)
繰延資産			繰延資産
(略)			(略)
資産合計	×××	×××	資産合計
負債の部			負債の部
流動負債			流動負債
(略)			(略)
未払法人税等	×××	×××	未払法人税等
(削る)			<u>繰延税金負債</u>
(略)			(略)
流動負債合計	×××	×××	流動負債合計
固定負債			固定負債
(略)			(略)
負債合計	×××	×××	負債合計
純資産の部			純資産の部
(略)			(略)
負債純資産合計	×××	×××	負債純資産合計
(記載上の注意)			(記載上の注意)
(略)			(略)

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案			現 行
様式第五号の二 【貸借対照表】	(単位： 円)		様式第五号の二 【貸借対照表】
	前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)	(単位： 円)
	前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)	前事業年度 (平成 年 月 日)
資産の部			資産の部
流動資産			流動資産
(略)			(略)
前払費用	×××	×××	前払費用
(削る)			繰延税金資産
(略)			×××
流動資産合計	×××	×××	(略)
固定資産			流動資産合計
(略)			×××
繰延資産			固定資産
(略)			(略)
資産合計	×××	×××	繰延資産
負債の部			(略)
(略)			資産合計
純資産の部			×××
(略)			負債の部
負債純資産合計	×××	×××	(略)
(記載上の注意)			純資産の部
(略)			(略)
			負債純資産合計
			×××
			(記載上の注意)
			(略)